

2019年銚子市プレミアム付商品券に係る取扱事業者募集要領

(登録資格)

- 1 銚子市における取扱事業者として登録できる者は、市内において、小売業、飲食業、理・美容、旅館、医療等の各種サービス業及び運輸、通信業、旅行業等を営む事業者とする。ただし、風俗営業法に該当する事業及び国、地方公共団体（病院事業を除く）、公共交通・電気・ガス・放送事業を営むものを除く。

(申込み)

- 2 取扱事業者としての登録を希望する者は、取扱事業者登録申込書兼誓約書（別記・様式1）に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

(登録)

- 3 会頭は、2により申込みのあった事業者が登録資格を有することを確認した場合は、取扱事業者登録名簿に登録する。

（2）会頭は、消費者に取扱事業者を分かりやすい方法で周知するものとする。

(プレミアム付商品券の取扱い)

- 4 取扱事業者は、プレミアム付商品券を持参した者に対し券面記載額相当の物品の販売、貸付け又は役務の提供を行う。

（2）プレミアム付商品券の額面は500円とし、釣銭は支払わないものとする。

（3）プレミアム付商品券の使用期限は、令和2年2月29日までとする。

(換金)

- 5 4の取引により取得した取扱事業者は、会議所の指定する金融機関（銚子信用金庫本支店・銚子商工信用組合本支店＝市内）に当該商品券を添えて、換金を申し出るものとする。

但し、大型店に関しては、会議所の指定する金融機関（銚子信用金庫本店、松岸支店・銚子商工信用組合本店、松岸支店）に当該商品券を50枚ずつ取り纏め、換金を申し出るものとする。

（2）プレミアム付商品券の換金は、取扱事業者が指定した預金口座に振り込むものとする。（但し、資金化は翌営業日）また、大型店に関しては、振込手数料を負担頂き、指定口座へ翌日振り込むものとする。

(誓約)

- 6 取扱店には、以下の事項について遵守することを誓約し、登録申請して頂きます。

- ① 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ② 商品券を使用出来ない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ③ 商品券の再販・流通を致しません。
- ④ 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- ⑤ 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任と致します。
- ⑥ 商品券の有効期間中は取扱い店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情に限り途中辞退はしません。
- ⑦ 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められた場合、自ら解決に努めます。
- ⑧ 商品券の取扱いに関して、当所からの改善要請等があった場合はそれに従います。
- ⑨ 店舗名等の公表〔HP、チラシ等の掲載〕について同意致します。

(責務)

7 取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 取扱事業者であることが消費者に分かるよう、見やすい場所に会議所が配布するステッカーの掲示を行うこと。
- ② 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かる券又は大量に持ち込まれた等不正に使用されていることが明らかなプレミアム付商品券の受取りを拒否すること。
なお、その際、その事実を会頭に通報すること。
- ③ プレミアム付商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券面の右上隅を破線に沿って切り取るとともに券裏面に店名等を記入のこと。

(登録の取消し)

8 取扱事業者が、本要領に違反する行為を行った場合は、会頭は当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(事業等の廃止による届け出)

9 取扱事業者は、事業を廃止した場合は、会頭へ申し出すること。

(経費の負担)

10 登録の申込み及びプレミアム付商品券の取扱いを行うに当つて要する経費〔換金手数料等〕は、取扱事業者の負担は無とする。

但し、大型店については指定口座へ振り込みを行う場合、振込手数料を負担いただくものとする。

(補則)

11 その他疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。